

三田市オンブズパーソン条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 (市の機関の責務)</p> <p>第5条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めなければならない。</p> <p>第6条～第11条 省略 (調査の通知等)</p> <p>第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案を調査する場合は、あらかじめ、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を開始した後においても、<u>その必要がないと認めるときは、調査を中止することができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 (市の機関の責務)</p> <p>第5条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めなければならない。</p> <p><u>2 市の機関は、オンブズパーソンから第14条に規定する調査結果の通知を受けたときは、誠実かつ適切に対応しなければならない。</u></p> <p>第6条～第11条 省略 (調査の通知等)</p> <p>第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案を調査する場合は、あらかじめ、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を開始した後においても、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止することができる。</u></p> <p><u>(1) 第11条第1項各号に該当することが判明したとき。</u></p> <p><u>(2) その他調査を継続し難い相当な事由が生じたとき。</u></p> <p>4 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>